

# こんにちは 家畜保健衛生所です

平成26年 8月

## 鶏に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤について

鶏用フルオロキノロン剤の使用により、フルオロキノロン耐性カンピロバクターが生き残って増加する可能性が高いことから、より慎重な使用をお願いするとともに、飼養衛生管理の徹底もお願いします

### 鶏用フルオロキノロン剤に関するリスク評価

- 鶏用のフルオロキノロン剤※<sup>1</sup>を使用することにより発現する薬剤耐性菌の人の健康への影響に関して、食品安全委員会による薬剤耐性菌に関するリスク評価が行われました。

### 食品安全委員会の評価結果のポイント

カンピロバクター（人でカンピロバクター感染症を引き起こす細菌）を保菌した鶏にフルオロキノロン剤を使用すると、耐性菌が速やかに選択される（フルオロキノロン耐性カンピロバクターが生き残って増加）可能性が高い。

- 薬剤耐性菌に関するリスクを低減するため、以下の取組を進めることが必要です。



### 飼養衛生管理の徹底

飼養衛生管理基準※<sup>2</sup>の遵守を徹底するとともに、生産衛生管理ハンドブック※<sup>3</sup>などを活用して飼養衛生管理水準を向上させ、鶏の健康状態を良好に維持しましょう。

- 鶏の感染症の侵入・まん延防止につながり、フルオロキノロン剤を含む抗菌剤の使用機会を減らすことができます。
- カンピロバクターをはじめとする食中毒菌の農場への侵入を防ぎ、鶏がこれらに感染するのを防ぐことができます。

- ◆ 鶏は食中毒菌に感染しても症状を示さないことも多いため、カンピロバクターの検査により衛生対策の効果を確認することが重要です。

### 慎重使用のより一層の徹底

「慎重使用の基本的な考え方」※<sup>4</sup>を踏まえ、フルオロキノロン剤のより一層の慎重使用を徹底しましょう。

- ① フルオロキノロン剤の使用は、第一次選択薬が無効の場合に限りましょう。
- ② 治療対象の菌の薬剤感受性試験を行い、フルオロキノロン剤に対する感受性を確かめましょう。
- ③ 投与期間は必要最小限としましょう。
- ④ 投与後も一定期間内に治療効果を確認し、効果がみられない場合には、獣医師の判断により薬剤を変更しましょう。

- ✓ フルオロキノロン耐性カンピロバクターの選択が低減されます。
- ✓ 鶏の治療薬としてのフルオロキノロン剤の有効性の確保につながります。

## <参考>

※1 フルオロキノロン剤とは、フルオロキノロン系の抗菌剤のことです。鶏用としては、以下の3成分が承認されています(平成26年8月現在)。

- ・ エンロフロキサシン(バイトリル®10%液)
- ・ オフロキサシン(オキササルジン®液)
- ・ ノルフロキサシン(インフェック®10%液)

フルオロキノロン剤は、人の医療においても、重要性が極めて高い抗菌剤であり、特に慎重使用の徹底が求められる抗菌剤のひとつです。

※2 飼養衛生管理基準については、こちら。

➤ 畜種別の飼養衛生管理基準に関するパンフレット(鶏ほか)

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/e\\_koutei/kaisei\\_kadenhou/pdf/tori\\_pam.pdf](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/pdf/tori_pam.pdf)

※3 生産衛生管理ハンドブックについては、こちら。

➤ 鶏肉の生産衛生管理ハンドブックー肉用鶏・生産者編ー安全な鶏肉を生産するために農場でできること(第2版)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/handbook/pdf/tori-seisansha.pdf>

➤ 鶏肉の生産衛生管理ハンドブック(参考資料)ー肉用鶏農場・指導者編ー(第2版)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/handbook/pdf/tori-shidosha.pdf>

※4 「慎重使用の基本的な考え方」については、こちら。

➤ 畜産物生産における動物用抗菌性物質製剤の慎重使用に関する基本的な考え方  
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/pdf/lastmain.pdf>

➤ 動物用抗菌剤の『責任ある慎重使用』を進めるために(獣医師向けパンフレット)  
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/pdf/lastvet.pdf>

➤ ～畜産農家の皆様へ～抗菌剤を慎重に使用しましょう。(生産者向けリーフレット)  
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/pdf/lastfarm.pdf>

お問い合わせ

家畜保健衛生所 業務第一課

〒639-1123 大和郡山市筒井町600-3

TEL 0743-59-1700 FAX 0743-59-1740